# 工事の主観的事項の評価(主観点数)について (令和5・6年度競争入札参加資格)

工事の適正な履行の確保を図るとともに、事業者の技術力等の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、令和5・6年度競争入札参加資格の認定においても、事業者に対する相模原市独自の項目(以下「主観的事項」という。)の評価を行います。

なお、今回の定期申請では、次のとおり評価項目を一部見直すものとします。

### 1 評価項目の追加・変更

#### (1) 市への貢献度

市への貢献度の項目では、「本市との災害復旧協定等の締結の有無」と「協定に基づく 業務への従事実績」を加点対象としていましたが、令和5・6年度競争入札参加資格の 認定においては、「本市との災害復旧協定等の締結の有無」のみを加点対象とします。な お、該当する発注数変動に柔軟に対応するため、「協定に基づく業務への従事実績」は評 価型入札等でのより積極的な反映を検討します。

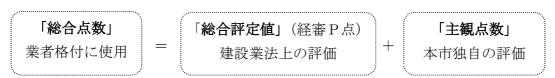
### (2) 企業の社会的責任

環境や社会に配慮した事業活動、地域貢献への積極的な取組を行う市内事業者を入札 参加資格の認定においても評価するため、「さがみはら SDG s ビジネス認証の取得」を加 点対象に追加します。また、当該項目に統合する形で、「若者雇用の取組状況」を加点対 象から削除します。

#### 2 主観的事項の評価と使用方法

主観的事項の評価は、「3 評価項目及び算定基準」のとおり、評価項目ごとに点数化して行います。また、主観的事項の各評価項目の点数を合算したものを「主観点数」とします。

経審(建設業法における経営事項審査)の総合評定値(P点)に、主観点数を加算したものを「総合点数」とし、競争入札における入札参加条件として使用します。



令和5・6年度競争入札参加資格認定における、総合点数の有効期間は、認定時から令和7年3月末日までです。

なお、毎年度、登録事業者数、発注予定件数等を考慮し、一部業種において総合点数に よる格付け(ランク付け)を行います。

## 3 評価項目と算定基準

項目及び配点	算定基準					
1. 工事成績評価(※1)	評価点 計算方法		算定の範囲			
-20点~25点	80点以上 一律25点		25点			
(申請業種毎に算定)	75点から79点 (評価点-65) まで ×1.5		15点~21点			
	65点から74点 まで	評価点-65	0点~9点			
	5 5 点から 6 4 点	(評価点-65)	-5点~0点			
	まで	÷ 2				
	50点から54点まで	評価点-65	-15点~ -11点			
		 一律−20点	-20点			
2. 市への貢献度						
	相模原市と災害復旧の協定等を締結している事業者					
10点を限度とします (当該事業者に加点)	10点					
3. 労働災害への対応	建設業労働災害防止協会に加入している事業者					
5点を限度とします	5 点					
(当該事業者に加点)						
4. 優良工事表彰	定期申請の認定審査を行う年度とその前年度(今回は令和3					
(※2)	年度と令和4年度)に相模原市優良工事表彰要綱に基づく表					
20点を限度とします	彰を受けた事業者					
(当該申請業種に加点)	受賞が1年度あたり1回 5点					
	受賞が1年度あたり2回以上 10点					
5. 企業の社会的責任	①さがみはら SDGs ビジネス認証の取得					
15点を限度とします	さがみはら SDGs ビジネス認証制度実施要綱に基づく認証					
(当該事業者に加点)	取得事業者 8点					
	②障害者の雇用状況	促進筌に関する注律」	に其べき屋田保温			
	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況 の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を超えて					
	1人以上を雇用している事業者又は義務付けられている事					
	業者以外で障害者を1人以上雇用している事業者 3点					
	③男女共同参画の取組状況					
	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計					
	画を策定している事業者 2点					
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基					
	づく一般事業主行動計画を策定している事業者 2点					
6. 建設キャリアアップ システムへの登録	建設キャリアアップ 者	システムの事業者登録	录を行っている事業			
5点を限度とする	5点					
(当該事業者に加点)						

7. 指名停止(※3)	定期申請の認定審査を行う年度とその前年度(今回は令和3			
(当該事業者を減点)	年度と令和4年度) に相模原市競争入札参加資格者指名停止			
	等措置要綱に基づく指名停止を受けた事業者			
	指名停止期間1月につき - 5点			
計80点を限度とし				
ます				

## ※1:工事成績評価について

令和2年度及び令和3年度において工事が完成し評価された評価点を基に算定します。 JVの工事成績は、各構成員の工事成績として反映します。

請負工事の業種に対応する申請業種毎に算定し、又、同一業種で評価点が複数存在する場合は、その平均値(小数第1位で四捨五入)を基に算定します。なお、算定した結果に小数点以下の端数が生じた場合、切り捨てるものとします。

※2:優良工事表彰の配点例

	受賞回数		配点		
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	合計
例 1	0 回	1 回	0 点	5点	5点
例 2	1 回	2 回	5 点	10点	15点
例 3	1回	3回	5 点	10点 【注】	15点

【注】: 受賞回数1年度あたり2回以上は一律10点となります。

%3:1月に満たない期間がある場合、15日以上は1月に切り上げ、15日未満は切り捨てます。